



平成 22 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 守屋 武
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務部長 藤牧由亘
電 話 (048) 523-2018

訴訟の判決に関するお知らせ

当社を被告とする訴訟に関して、平成 22 年 8 月 30 日付にて東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成 22 年 8 月 30 日

2. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

原告は、当社以外の被告 3 名が、当社以外の被告 1 名が支配する別会社が有利な条件で当社株式を買い取る意思がないのにこれがあるかのように装い、後日上記買取がされるものと信じた原告に当社株式の譲渡代金を支払わせ原告に損害を与えたなどとして、当社以外の被告 3 名に損害賠償を請求するとともに、当社以外の被告 3 名が当時当社の関係者であったことから、当社に対しても使用者責任等に基づき連帯して原告に発生した損害を賠償するよう請求してきたものであります。

3. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名 称 株式会社ホートク商事

(2) 所 在 地 群馬県藤岡市上日野 6 1 8 - 2 番地

(3) 代表者の氏名 代表取締役 石田 勇二

4. 判決の概要

当社及び被告 2 名は、原告に対し、連帯して 3 億 4648 万 9888 円及びこれに対する平成 19 年 10 月 29 日から支払済みまで年 5 分の金員を支払え。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今回の判決は承服しがたいものであり、既に東京高等裁判所へ控訴の手続きを行いました。今後は控訴審において本判決の是正を求めてまいります。

なお、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上